

## 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和2年10月分)

### ○ 市電

□ 重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

・ 該当ありませんでした。

□ 輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故（上記を除く）

・ 軌道敷内での車両等との接触事故（1件）

概要： 相手方車両（軽乗用車）が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に進入したため接触したもの

場所： 上荒田公民館入口交差点（2系統下り）

**自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。**

**多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電に接触してしまうケースがほとんどです。**

**軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。**

### ○ 市バス

□ 重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

□ 輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの（上記を除く）

・ いずれも該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**